

議員提出議案第2号

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年2月8日

提出者 豊島区議会議員

高橋佳代子	西山陽介
芳賀竜朗	池田裕一
河原弘明	中澤まさゆき
儀武さとる	小林ひろみ
わがい哲代	入江あゆみ

豊島区議会議長 木下 広 様

豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年豊島区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「・旅行雑費」及び「・食卓料」を削り、「9種とし、その額は豊島区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和31年豊島区条例第13号）中副区長の職務にある者相当額とする。ただし、議長及び副議長が議会を代表する場合は、同条例中区長の職務にある者相当額」を「7種」に改め、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 旅費（宿泊料を除く。）の額は、豊島区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和31年豊島区条例第13号）中副区長の職務にある者相当額とする。ただし、議長及び副議長が議会を代表する場合は、同条例中区長の職務にある者相当額とする。
- 4 前項の規定は、宿泊料の額について準用する。この場合において、前項中「相当額」とあるのは、「相当額の範囲内の実費額」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊島区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(説 明)

議員が公務のため豊島区の区域外に旅行したときの旅費について、旅行雑費及び食卓料を廃止し、宿泊料の支給を相当額の範囲内の実費額とするため、本案を提出いたします。